

奈良県議会委員会条例（対照表）

現 行	改 正 案
<p>（会議の秩序維持）</p> <p>第15条 委員会は、これを公開する。ただし、委員会の議決によつて秘密会とすることができる。</p> <p>2 委員長は、会議の秩序を保持するため、必要があるときは、傍聴人を制限し、又は退場を命ずることができる。</p>	<p>（委員会の公開）</p> <p>第15条 委員会は、これを公開する。ただし、委員会の議決によつて秘密会とすることができる。</p> <p>2 委員長は、会議の秩序を保持するため、必要があるときは、傍聴人を制限し、又は退場を命ずることができる。</p> <p>3 前項に定めるもののほか、委員会の傍聴に関し必要な事項は、規則で定める。</p>